

令和7年3月6日

令和7年度奄美世界自然遺産保全・活用推進事業
(2つの世界自然遺産「奄美・屋久島」自然体験型交流学习事業) 業務委託
企画コンペに係る質問・回答

番号	質問	回答
1	・仕様書6(3) 各高等学校への協力は求めているのか。	原則として各高等学校への協力は求められません。ただし、県と協議の上、学校から参加者への連絡を依頼する等、必要最低限と認められる範囲で協力を求めることは可能です。
2	・仕様書7(1) 「参加者は全体で生徒10名とするが、募集・選定の状況次第ではこの限りでない。」とあるが、最低何人～最高何人で考えているのか。もし10名を超える可能性があるのであれば、その場合の超過費用（航空機、宿泊、食事など）は、どうなるのか。	原則として10名で実施することを想定しておりますが、募集や選定の過程で当日参加者が10名未満になる可能性があるということです。10名を超える応募があった場合は、参加者を10名に選定します。
3	・仕様書7(2) 宿泊先の手配について、生徒の居住地で研修する場合の宿泊は、自宅でもよいのか。それとも、意見交換の機会などを増やすためにも、居住地でも他の生徒と同じ宿泊先の手配をする必要があるのか。	現地学習終了後は、宿泊先において意見交換等を実施することから、参加者の居住地であっても、他の参加者と同じ宿泊先の手配をお願いします。
4	・仕様書7(2) 「可能な限り「鹿児島離島航空割引カード」の利用について参加者の協力を得ること。」とあるが、利用の有無で料金が変わってくるため、支出の見込みが難しいため、参加募集の際に「鹿児島離島航空割引カード」を利用して参加できることを条件に募集することはできないのか。	「鹿児島離島航空割引カード」を所持していない参加者も想定されるため、参加の条件に付することはできません。

5	・仕様書 7(3) 「また、現地のエコツアーガイドや専門家等による現地案内が必要な場合は、県と協議した上で選定し、謝金を支払うこと。」とあるが、仕様書 6(1)で現地のエコツアーガイドや専門家の解説を交えながら体験・学習することが条件となっているのではないのか。	仕様書 6(1)については御認識のとおりです。 仕様書 7(3)については、例えば、認定エコツアーガイドのみ立ち入りが認められている金作原国有林や、仕様書 6(1)で記載しているエコツアーガイドが専門としていない場所を現地学習の場所とする場合等において、仕様書 6(1)で記載しているエコツアーガイドでは十分な現地学習を行えないことから、必要に応じて追加でエコツアーガイドや専門家に依頼することを想定しています。
6	・仕様書 7(4) 「各自が計画する世界自然遺産に関する普及啓発活動を行うための支援」とあるが、この普及啓発活動とは、どのような活動を想定しているのか。	自校で行う全校生徒向けの体験発表会や、地元の方を対象とした参加者自身によるエコツアーの実施などを想定しています。
7	・仕様書 7(6) 事業成果の展開について、考えられているイメージを共有いただきたい。	県内の関係行政機関や各学校が主体となって、世界自然遺産の価値を学び継承していくための学習旅行や総合学習等を実施する際に参考となるよう、学習を組み立てる際のポイント（ファシリテーターの配置、研修内容の選定方法、現地での安全管理体制等）や、その効果等について、分かりやすくまとめた資料を作成し、情報提供を行うことなどを想定しております。
8	・仕様書 7(6) 「本事業の成果を県内の関係行政機関や各学校が主体となって実施する学習旅行や総合学習等に展開するための方法」とあるが、7(7)の事業実施の報告書とは別に、関係行政機関や各学校等に向けた、本事業における成果報告書のようなものを作成するようなイメージでよいか。	御認識のとおりです。 なお、事業成果を展開する媒体としてはパンフレット等を想定しております。